

市長の政治姿勢についてお伺いします。

鳩山新政権のもと、先の臨時国会で、肝炎対策基本法、原爆症基金法が成立するなど、国民の長年の悲願が一步前進しました。国民が声をあげれば政治は変わることを示したものとして歓迎するものです。

一方で、民主党が公約していた「後期高齢者医療制度の廃止」については、「新制度ができるまで先送り」と態度を大きく後退させました。「時間がかかる」「混乱する」と、旧自公政権と同じ言い訳をしています。

「直ちに廃止してくれるだろう」と心待ちにしていた国民、とりわけ高齢者のみなさんを裏切る重大な公約違反です。

また、沖縄・普天間基地問題では、「県外、国外」への「移設」との公約も、来日したゲーツ米国防長官が、辺野古への新基地建設を強圧的態度で迫ると、外相、防衛相が次々と「県内たらい回し」の発言を行い、公約を平気で覆す態度をとりました。

鳩山首相も動揺を続けていることに対し、自公政権の対米従属外交とどこが違うのか、と厳しい批判が集中しています。

「自公政権ノー」の審判をくださった国民の思いは、前政権によってもたらされた、耐えがたいくらしの苦難、平和の危機を取り除きたい、「政治を変えたい」との願いにあり、民主党の政策と路線を全面的に支持したわけではありません。

国民は、旧来の政治に代わる新しい政治の中身について、模索と探求を開始しています。

国民が声をあげれば、旧来の政治では、なかなか実現しなかった要求が実現する条件が生まれています。

同時に、要求の本格的な実現には、尚、大きな障害があります。

労働者派遣法の抜本改正を進めようとするれば、財界の抵抗にぶつかる。沖縄の基地問題を解決しようとするれば日米軍事同盟の体制にぶつかるなど、「財界言いなり、アメリカ言いなり」という日本政治の「二つの異常」から抜け出す必要があります。

「国民こそ主人公」の新しい政治を実現する努力方向として、第1に国民要求にこたえて、現実政治を一步でも二歩でも、前進させる。第二に、異常な対米従属の政治を打破し、独立・平和の日本を築く改革を進める。第3に、世界でも異常な「財界・大企業の横暴な支配」を打破し、国民の生活と権利を守る「ルールある経済社会をつくる」……この3つが必要です。

日本共産党は、そのために、全力を尽くすものであります。

市長は、新政権のもとでの、日本社会と政治の状況をどのように認識し、どのような方向で努力をされようとしておられるのか、ご所見をお示しください。

とりわけ今、日本経済は、デフレ状態に陥り、不況にいつそうの拍車がかかっています。今こそ、市民生活をしっかり守ることが求められます。

新年度の予算編成にあたっては、環境を破壊し、町こわしにつながる大型道路建設や歴史遺産、景観破壊につながる鞆港埋め立て架橋計画などの大型公共事業は中止して、市民のくらし、福祉、雇用を守り、中小業者の営業と暮らしを守る財政運営への転換をもとめるものです。ご所見をお示しください。

福祉行政について

まず、国保行政についてお伺いします。

2008年度1人当たりの保険税額は8万5,001円、前年度に比べて8・3%、6,497円の引き上げが行われました。

世帯当たり課税額の14万4,960円は、広島県内市で、最も高くなっています。

「100年に一度の大不況」と言われる経済不況のもと、国保税の引き上げは、家計を圧迫し、「払いたくても払えない」状況に拍車をかけ、保険税の収納率は前年度より5・1ポイント低下しています。

市長が「発行しないことを基本に」と表明された資格証明書は、年度末で1,374世帯に大量発行されております。

本年度はさらに国保税が引き上げられ、7月1日現在、1人あたり9万123円、1世帯たり15万6,300円の国保税となり、家計を一層圧迫しています。

一方、国保財政調整基金は、17億8,635万1,000円が保有されています。この財源をもとに、世帯当たり年1万円の国保税の引き下げを行うことを求めるものです。ご所見をお示しくください。

また、本年10月1日現在、資格証明書は1,578世帯に大量発行していますが、直ちに国保証を発行することを求めるものです。ご所見をお示ください。

次に後期高齢者医療制度についてお伺いします

厚生労働省は11月20日、後期高齢者医療制度の保険料について、来年4月の改定は、2009年度比で、全国平均で約13・8%増加すると発表しました。

長妻昭厚労相は11月9日の参議院予算委員会で「来年度は全国平均で約12%上昇の見込み」と答弁してから10日しかたっていない。発表するたびに改定額の試算が上昇しているのです。来年度における、本市の後期高齢者保険料額の見通しをお示し下さい。

また、2008年度決算特別委員会要求資料によると、2009年11月1日現在で、短期被保険者証の交付数は、272件と、県内では、広島市に次ぎ2番目の多さとなっています。短期証の発行は、高齢者の医療を受ける権利を奪いかねません。

短期証を発行しないことを求めます。

民主党は、制度の廃止を公約しましたが、政権につくと態度が後退し、「混乱を生じてはいけない」と、廃止法案成立に反対した自民・公明の旧与党や厚労省が持ち出したのと同じ理屈で、廃止に「待った」をかけています。

4年以内に新制度に移行するから“廃止に変わりはない”と国民の期待に背を向けていますが、後期高齢者医療制度は、1日でも長く続けば、それだけ被害を広げます。

後期高齢者医療制度の廃止を、政府に強く働きかけることを求めます。

以上についてお答え下さい。

次に高齢者福祉についてお伺いします

市は、「長寿祝い金」「老人交通費助成」「あんま等施術費助成」制度など、高齢者を対象とする3事業を、廃止、縮小しました。

「長寿祝い金」制度については、77歳の支給を取りやめ、お出かけ乗車券制度は、所得制限を設けました。

「あんま等施術費助成」制度は、今後、別の健康づくり事業へ転換する、としています。

いま、市内の大半の高齢者は、苦しい生活実態を強いられており、これらの3事業は、高齢者の生活の支えとなり、福祉向上に貢献してきました。

削減・縮小した、高齢者3事業を新年度から復活・拡充することを求めます。

さらに、同制度を復活した場合の、所要額をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

障害者施策についてお伺いします。

鳩山首相は臨時国会の所信表明演説で、「障害者自立支援法の廃止」を明言しました。法施行わずか3年半で、障害者に重い負担と苦しみを押しつけ、尊厳を傷つけてきた悪法をここまで追い込んだのは、障害者・家族の大きな運動によるものです。

しかし、法廃止への道筋は、その後、まだ示されていません。

政府は、障害者の声を十分に反映させ、法の廃止、新法制定へ具体化を急ぐべきです。長妻厚生労働相は、「4年間で応益負担から応能負担に変える新制度を創設する」としていますが、新法実現を一刻も早くしてほしいというのが障害者の切実な願いです。

障害者の福祉や医療は本来、無料であるべきですが、政府が「応能負担にする」というのであるならば、来年4月からただちに実施に踏み切るべきです。

そのためには、定率1割負担を規定している自立支援法29条の一部削除をおこない、来年度予算で必要な財源措置を講じるなど、一部法改正で、所要の措置を講じることが必要です。

市として、政府に対し、自立支援法 29 条の一部削除を要求することを求めます。

また、障害者事業所の経営を危機に陥れている報酬の「日払い」を「月払い」制に戻すことも緊急の課題です。これは新法を待たず、直ちにとりくむことが必要です。政府に対し、緊急に、報酬の「日額払い」を「月払い」に戻すよう、要望することを求めます。あわせて、政府の新法制定のスケジュール、市の法改正に伴う対応方針をお示し下さい。

市の障害福祉サービスについて、お伺いします。

これまで障害者自立支援法による大幅な負担増に対し、市独自の負担軽減措置を講じてきました。これらの施策は大変喜ばれていますが、この制度を継続・拡充する声が寄せられています。

新年度予算における負担軽減措置の方針をお示し下さい。

地域生活支援事業の移動支援についてお伺いします。

現行では、通院・通学・営業行為・通所などを除いた場合のみ、移動中の介護が受けられることとなっています。しかし、例えば子どもが通学する際、通学バス停まで、親が連れて行かなければなりません。親が病気の場合には、子どもが欠席せざるを得ない状況も生まれかねません。

さらに、親が就労している場合にも、移動のための支援策ありません。子どもの通学保障のためには、移動支援策を拡充することが必要です。

移動支援事業の対象範囲を広げ、自宅から通学バス停まで、移動支援が行えるよう、制度拡充することを求めます。

また、障害を持った子どもの放課後の居場所について、現在は、法的に明確に位置づけられた居場所がありません。

障害児の放課後の居場所づくりは、障害児の発達保障や、親の就労保障の観点から重要ですが、今後の方策についてお示し下さい。

また、市独自で、他市で行っているタイムケア事業のような制度の創設を求めます。

以上についてお答え下さい。

医療行政についてお伺いします。

11月19日、財務省が発表した新年度予算の編成方針では、「薬価を引き下げることによって国民負担を軽減しながら医療崩壊を食い止める」として、医療予算についての査定方針としてマイナス改定を求めました。

また、「全ての医師に同様に配分すれば、個々の医療機関・医師にとっては現状がほとんど変わらず、医療崩壊の解消に繋がらない」として、官民の人件費カットやデフレ傾向の反映、収入が高い診療科の報酬見直し、開業医と勤務医の平準化などを求めています。

さらに、野田財務副大臣は同日の会見で、「医師の偏在や不足の問題には本体部分の底上げではなく、配分の見直しで対応する」と述べ、医療費本体部分についても伸びをゼロ以下に抑えるべきだとの考えを示したとの報道がありました。

「勤務医と開業医」「病院と診療所」「異なる診療科」などの対立構図を財務省が誘導し、全体の改定枠を引き下げるというやり方に対し、医療関係者からは抗議の声が上がっています。

2002年からの4回連続マイナス改定の合計は、2001年比でマイナス7・53%になり、仮にマイナス改定がなかった場合と比べた医療費の削減額は13兆円にもものぼっています。

しかも、民主党は、マニフェストの中で「累次の診療報酬マイナス改定が地域医療の崩壊に拍車をかけた」と記しているように、この間の急速な地域医療の崩壊を招いた主な原因が、医療費削減政策にあったことは明らかです。

深刻な地域医療の現状を打開するためには、医療予算総枠の大幅な拡大こそすれ、削減は絶対認められません。

政府の医療費新年度予算方針について、御所見をお示し下さい。

また、福山市として、政府に対し、医療費総額を底上げするよう、早急に強く要望することを求めます。

以上、それぞれについてお答え下さい。

環境問題・大気汚染問題についてお伺いします。

福山市では近年、肺がんや子どもたちのぜんそくが増加しています。小学校のぜんそく罹患者数は、1999年217名であったものが、2008年度730人と3・36倍に増えています。

子どもたちの健康を守るためにも、大気を汚染する原因の究明やその対策が強く求められます。

大気や環境汚染物質として、福山市では黒いばいじんが屋根や窓枠にたまることが、長年にわたり市民を悩まし続けています。

「福山に越してきて新居を建てたが、何年もしないうちに壁が黒ずんでいるのにうんざり」「毎日拭き掃除をしても、次の日はもう床がざらざら」「窓を開けていると、白いレースのカーテンが、黒く汚れてくる。子どもたちが吸い込む大気の中に、同じ物が含まれていると思うと、とても心配」などの声が絶えません。

2009年度版「福山の環境」によると、ダストジャー法による降下ばいじんの測定14地点と降下ばいじん量年平均値が示されています。

簗島測定点は、1キロ平方メートルの月あたり総量が5・8トンで最大、次いで大津野小学校測定地点で5・5トン、高島公民館3・9トン、曙小学校3・6トンと続いています。

床をざらざらと汚し、窓やカーテンを黒く汚染する降下ばいじんの、主な発生源やその成分をお示しくください。また、その被害を一掃するための対策をお示しくください。

次に、JFEの「原料ヤード」には、製鉄材料の鉄鉱石や石炭が野積みされており、風が吹くと粉じんが飛散しています。

近年「防塵ネット」が設置されたとのことですが、ばいじんが減ったとは思わないとの声が多数上がっています。

原料ヤードから鉄鉱石や石炭の粉じんが飛散しないよう、抜本的に対策を強化することを、JFEをはじめ関係する事業所に申し入れて下さい。

肺がんや肺気腫の原因物質として恐れられている「アスベスト」について、環境大気中の濃度調査結果が報告されております。同報告では、規制基準に達する測定地域は示されておられません。

しかし、近年、蛇紋岩が製鉄構内に野積みされていることが問題視されてきています。アスベストは、蛇紋岩が風化してできたものもあることが、あまり、知られておりません。

蛇紋岩は鉄鉱石、コークス、石灰、焼結鉱などと混ぜ、焼き固められて使用されているとのことでもあります。

これまで、蛇紋岩に対する法的な規制がないことにより、製鉄所内の原料ヤードに野積みされている実態があるとのことですが、福山市内における状況について、どの様に把握されているのか、具体をお示しくください。
以上についてお答えください。

ごみ問題についてお伺いします。

CO₂削減のためにも、ごみの排出抑制と再資源化を進めることは、重要な課題です。
福山市は、ごみの大量焼却を前提としなければ成り立たない、RDF化事業を行い、RDF発電事業に参加しています。

ごみの処分費は、RDF化以前は年間約9億円の焼却処理費であったものが、2008年度決算では、18億9,225万3,000円と、約2倍に膨れ上がっています。

事業効果の一つに、参画市町・一部事務組合の廃棄物処理コストの削減と評価していますが、福山市の処分費が2倍に引きあがっていることは、合理性を欠くものではありませんか。

ご所見をお示しくください。

福山市は、福山リサイクル発電事業に参加しています。

当初、RDF発電事業は、5年間は赤字、6年目から黒字に転じ、15年間で5億円の利益を上げると計画しておりました。

第3セクターである当事業所の収支状況について、お示しくください。

2008年度の稼働状況では総発電量1億427キロワット時、売電量は9,173万キロワット時とのことであります。総売電収入、スラグ資源化7,876トン、メタル資源化618トンの収入額についてお答えください。

また、当事業の2008年度収支決算状況と、2009年度見通し、5年間通算の決算額を、お示しくください。

近年、市民の環境への関心やごみの排出を減らし、再資源化しようという意欲は高まっています。

RDF化しない焼却炉でも、ダイオキシンの基準を十分クリアーしています。環境負荷を軽減するためには、ごみの大量焼却から脱出すること、徹底的な分別と再資源化を推進し、焼却を最小限にすることが、最も重要ではないでしょうか。

現在、燃えるゴミとして収集されている雑紙やプラスチックフィルムも、きちんと分別すれば、リサイクルが可能です。また、剪定樹木なども、たい肥化を推進することが求められます。

ごみゼロ社会実現に向けて、取り組みを抜本的に強化することを求めるものです。

以上それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

商工・労働行政について

緊急雇用対策についてお伺いします。

今日、最悪の雇用水準が続いています。派遣切りが社会問題化した昨年末を上回る深刻な状況です。

失業者、求職者への総合窓口ワンストップサービスを、年末年始に切れ目なく実施することと、失業給付期間の緊急延長が求められます。

ご所見をお示しく下さい。

また、以下のことを求めます。

1、緊急雇用対策のいっそうの拡充、強化を求めます。仕事創出の具体をお示しく下さい。

1、仕事探し、相談でハローワークを活用する際、市営駐車場の駐車料を無料とすること。

以上について、お答えください。

中小・零細企業対策について、以下、お答えください。

1、銀行の貸し渋りをやめさせ、実効性ある資金繰り対策を国に求めること。

1、仕事の急減による倒産、廃業を防ぐ休業補償など、直接支援を国に求めること。

1、緊急保障制度の対象に、新たな14業種が加えられ、793業種になりました。いっそうの拡充をすすめ、全業種を対象とするよう、国に求めること。

1、市として、大企業や誘致企業に対し、下請け切りをしないよう要請すること。市内中小業者の実態を把握して、仕事を確保させること。

1、市の公共事業について、学校や公共施設の耐震化、維持補修、生活道路改修など生活密着型に切り替え、雇用創出と仕事起こしをすすめること。

1、助成予算の約20倍の波及効果を生み出している住宅リホーム助成制度を創設すること。

以上それぞれについて、お答えください。

農林行政について

競馬事業についてお伺いします。

福山市営競馬事業は、入場者、売得金ともに長期低落が一層深刻な事態となっています。

この間、経費の節減をはじめ、JRA認定競争やサラブレッドによる全国交流競走などの企画レースの実施、インターネット投票の推進、広域場間場外発売日数の増加、PR活動の推進など、さまざまな努力が行われたところでもあります。

関係者の努力のもと、2005年から2008年度まで、4年間連続で単年度黒字を確保したものの、本年度上半期は3,834万円の赤字となっており、本年度収支見込は赤字となる危険性が増しています。収支決算見通しについてお示してください。

また、本年度9月、アラブ単独競争を廃止したところから、サラブレッドの確保が求められますが、現状と、今後の馬資源確保の見通しについて、具体をお示してください。

累積赤字は、2008年度末で20億1,411万4,000円となり、一方、市営競馬施設整備基金は、7億1,869万2,000円、市営競馬財政調整基金は1,535万1,000円と目減りをし、累積赤字の解消も見通しが持てない状況であります。

福山市単独で競馬事業を展開する限界をすでに超えていると言わざるを得ません。

わが党は、戦後復興に資するとする当初の目的を達成した当事業は、廃止に向けての諸準備を行うことを求めてきました。

少なくとも、本場での競争中止の時期を見定めた計画を立てるべきだと思量するものですが、ご所見をお示しくください。

また、本場での競争を廃止した場合、職を失う関係者がどれくらいになるのか、職・業種別に人数の具体をお示しくください。

農業・漁業振興についてお伺いします。

福山市における都市部の緑地保全や農業振興について、おたずねします。

都市農業を継続することや後継者を確保することが困難となっている原因として、米価や農産物の価格が低く、採算が取れない上に固定資産税が高すぎるものがあげられています。

2008年度の農地の固定資産税価格は、一般農地が1平方メートルあたり85円であるのに対し、市街化区域農地は2万3,198円で、273倍です。

急速に都市化が進み、住宅やマンションが増設され続けてきた福山市で、市街化区域に現在残っている農地は貴重であります。福山市独自の生産緑地指定を行えるよう条例を制定し、固定資産税の抜本的な引き下げを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

市民農園整備についてお伺いします。

農業振興地域では、後継者不足による耕作放棄地が広がる問題があります。また、市街化区域内で農地などの緑地を保存することも、重要な課題であります。

これらを解決する方法の一つとして、市民農園の推進が望まれるものであります。

本市における、市民農園の整備計画と、その進捗状況について、具体をお示しく下さい。

次に、地産地消を進めるためにも、瀬戸内海に面した地の利を生かし、漁業の振興と、漁業者の育成に力を尽くすことが求められます。

2008年度の決算では、水産業費のうち、中小漁業融資資金1億円が全額未執行となっております。この原因について、内容をお示しく下さい。

本市は、水産振興事業として、種苗放流や漁業環境保全創造事業を行っていますが、漁業についても、従事者の高齢化や、後継者不足が大きな課題となっております。

漁業後継者の積極的育成が望まれますが、その施策について、お示しく下さい。

教育行政について

全国学力テストについてお伺いします。

新政権は、全国学力テストを来年度から、全員参加をやめ、抽出方式に切り替える方針を示しました。

川端文部科学相は、「教育水準をできるだけ均一化し、向上させる目的を達成するには、抽出方式で十分だ。費用対効果が一つの判断」と語りました。

旧政権のもと、2007年度から文科省は、年度60億円弱の費用を掛け、全国学力テストを実施し、都道府県別の平均点を公表してきました。

福山市では、学校教育部指導課長名通知により、各校に対し、テスト結果に基づく改善計画・「授業改善シート」と「授業改善実施スケジュール」の提出を求めるとともに、学校ホームページ上でテスト結果を掲載させてきました。

わが党は当初より、全員参加の全国学力テストは、子どもたちを競わせ、序列化をすすめる、子どもの成長をゆがめるものであり、中止を主張するとともに、福山市に対し、それへの参加を止めること、各学校にテスト結果を公表する指導を止めることを、求めてきたところです。

文部科学省は、来年度から抽出調査とする全国
いっせい学力テストについて、10月23日、都
道府県教育委員会あての「事務連絡」で、各自治
体の参加希望を回答するよう求めました。

これに対して福山市は、どのように回答したの
か、また、その回答の理由についてお答えくださ
い。

少人数学級について伺います。

少人数学級は子どもをていねいに育てるために
必要な条件であり、国民のつよい要求です。

OECDが今年発表した数値によると、日本の
1クラスの平均人数は、小学校28・2人、中学
校33・2人で、それぞれOECD平均の21・
4人、23・9人を大きく上回っています。

小学校クラス人数では、アメリカ23・1人、
ドイツ22・1人、フランス22・6人、デンマ
ーク19・5人などとなっています。

中学校のクラス人数では、30人を上回るのは
日本と韓国の2カ国だけです。

日本の教育条件整備の遅れは際立っています。

一方、各国の国内総生産に占める学校など教育機関への公的支出の割合は、28カ国の平均が4・9%、1位はアイスランドで7・2%、次いでデンマークが6・7%、スウェーデンが6・2%となっており、日本は3・3%で下から2番目という低さで、支出割合は前年の3・4%から3・3%に落ちています。

歴代の自民党政府により、教育予算を先進諸国のなかで最低の水準に落ちこませ、一方で、改悪された教育基本法にそって「競争と管理」を強め、学校を息苦しい場にしてきました。

こうした政治による歪みを是正し、憲法と子どもの権利条約を生かし、すべての子どもが安心して学び、成長できる教育が求められます。

次のことを求めます。

- 1、国に対し、教育予算の抜本的な引き上げ、教員を増員・正規化し、「教員の多忙化」を解消し、「30人以下学級」を進めるよう、強く求めること。
- 1、市長公約である「35人学級」を実施すること。また、これについては「検討中」とのことでしたが、何をどのように検討されているのか、また実施の見通しについて明確にお答えください。

以上についてお答えください。

放課後の子どもの居場所について

今、地域に、安全で、安心できる子育て、子育ての環境が急減しています。また、経済状況の悪化が家庭崩壊につながることも多く、長時間働かなくては暮らせない親たちにとっても、放課後児童クラブへの要望は広がっています。

福山市は、71人以上の大規模クラブ解消をすすめ、今年度、9クラブの分離増設で、年度末には全クラブが70人以下となり、児童一人当たり生活スペースは、1.2平方メートルから1.4平方メートルなる見込みです。

厚労省のガイドラインでは、「集団の規模はおおむね40人程度、スペースは1.65平方メートル以上、休養できる静養スペースを確保する」としています。

ガイドラインに示されている、児童1人当たりの生活及び静養のスペース確保についての認識をお示しく下さい。

また、以下のことを求めます。

1. 分離したクラブは、子どもたちがのびのびと楽しく過ごしています。引き続いて、61人以上のクラブの分離増設を行うこと。

そのための予算を国に求めること。

1. 放課後児童クラブの保護者会活動にクラブ施設が利用できるようにすること。

1. すべての子どもの居場所づくりとして、児童部庶務課、子育て支援課、社会教育振興課など、関係部署が連携し、児童館建設と公共施設の活用について具体化を図ること。

1. 放課後の子どもたちの過ごし方の実態調査について、進捗状況をお示しください。

以上、それぞれについてお答えください。

中学校給食について

「食育基本法」前文では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けています。

同法には、現代の食をめぐる危機として、「栄養のかたより、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向」などが示されています。

実際に、中学生の食事状況では、朝食を食べない、昼食が菓子パンやコンビニ弁当、ジャンクフードの多食やジュース・清涼飲料水の多飲など、健康を阻害する心配な姿が見られ、生活習慣病の低年齢化も起きています。

また、中学生の親たち自身が、伝統食や日本食を食べて育った経験がうすい世代となり、貧困の広がりのもと、長時間労働を余儀なくされるなど、子どもたちの食事を満足に準備できない状況もあります。

改めて日本の風土に密接に関わり、日本人の健康を支えてきた「日本型食生活」が見直され、「食育」が強調されているところです。

日本列島のそれぞれの地域では、長い時間をかけ、独自で多彩な食文化を築いてきました。

ご飯を主食に、醤油、味噌、だしで調味された副食を組み合わせた食文化は、歴史と環境によって選り抜かれてきたものであり、日本人の健康や環境を支えてきたものであります。

学校給食には、「適切な栄養の摂取による、健康の保持、増進を図ること」「日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食生活食習慣を培うこと」など、7つの目標が掲げられております。

中学校給食で、食文化やそれらを伝える「食育」の担い手を育てることが、強く求められます。ご所見をお示しくください。

福山市で、中学校完全給食が実施できない理由として、施設・設備に多額の費用がかかると答弁されています。

本来、子育てや教育は、未来への投資であり、お金がかかるものです。福山市の将来を見通し、どこに投資をするのか、熟慮・断行が求められます。

子どもたちが大人になったとき、地域の農業や漁業、食文化や自然環境を継承し、育った地域に誇りを持ち、健康に過ごせるよう、教育としての「完全給食」を、計画的に、すべての中学校で実施することを、強く求めるものです。

以上、それぞれについてご所見をお示しく下さい。

保育行政についてお伺いします。

厚生労働省は、11月4日、「待機児童解消」を理由に、国が全国一律に定めている保育所面積の最低基準を緩和する方針を示しました。

最低基準は、憲法25条に基づき、子どもに「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために国が省令で定めているもので、乳児室の面積は、乳幼児一人につき1・65平方メートル、ほふく室の面積は、一人あたり3・3平方メートル以上と定められていますが、これは決して高いものではありません。保育現場や専門家からは、「むしろ向上させるべきだ」と要望が上がっています。

国は、面積基準についての権限委譲を認める地域の範囲や要件などは、今後さらに検討し、来年の通常国会にも関連法案を提出することですが、このようなことが行われると、子どもが生まれた場所により、保育水準に格差が生じ、児童福祉の向上に逆行します。

一部の地域とはいえ、これを下回る水準を容認することは、子どもが健やかに成長・発達する環境を守る国の責任であるナショナルミニマムを投げ捨てるもので、重大な問題であります。

面積基準緩和に対する市長の認識をお示し下さい。

また、政府に対して、保育所の面積基準を後退しないよう要望することを求めます。

現在、保育所には、定員の125%まで入所できることとなっており、産休・育休明けは上限なしという厳しい現状です。

つめこみによる待機児童解消は、在園児・保育士へのしわ寄せとなり、少なくとも入所定員の100%を基準とすることが求められます。

市独自で基準を改善し、待機児童解消については、保育所の新設で対応することを求めます。

次に、保育料についてお伺いします。

未曾有の大不況が続く中、子育て世代の生活は深刻な状況です。

いまこそ、保育料の引下げを行い、子育て世代の負担軽減を講じることが、必要です。

緊急措置として、保育料の引下げを求めます。

また、保育現場では、発達課題を抱える子どもが増え、特に一人担任の幼児クラスでは、発達を保障するどころか、クラス運営にも困難な状況が発生しています。障害児加配については、手帳のあるなしに関わらず、子どもの発達状況に応じて柔軟に人員配置をすることが必要です。

とりわけ、発達障害児については、少なくとも子ども1人に対して、職員1名の配置が必要です。手厚い人員配置が出来るよう、現行配置基準を拡充することを求めます。

公立保育所では、ミルク給食としてスキムミルクが使われています。地産・地消、食育が推進される中、幼児期より本物の味覚を育むことが必要です。これまでのわが党に対する答弁では、「牛乳では子どもには脂肪分の取りすぎになる」との主旨で、スキムミルクを導入している、とのことでした。

しかし、成長期の子どもの脳の発育には、脂肪分は不可欠な栄養素であり、子どもの成長には、自然の恵みにより得られた食べ物をバランスよく摂取することが、最も必要です。

県内では、広島市や府中市、尾道市など、5市が既に牛乳を使用しており、県下有数の中核都市である本市が率先して牛乳給食に切り替えることを求めます。市長のご決断を求めます。

以上についてお答え下さい。

建設都市行政について

道路建設問題についてお伺いします。

福山西環状線にかかわる駅家西学区近田沖では、都市整備特別委員会の資料によると、設計協議終了段階です。事業に対して、疑問や意見を持つ住民らが、事業説明会の再開と、設計協議の継続を求め、県に対し、要望書を提出しました。

広島県と福山市は、要望書に署名した住民宅を「意見聴取」と称して個別に訪問しています。

このような要望書を踏みにじる暴挙は許されません。

ところが、意見聴取をもとに、県がゆがめてまとめた意向確認結果の報告を受けた町内会長は、設計協議を終了することや、確認書の締結を、住民に諮ることなく、独自の判断で決定したのです。

また、福山沼隈道路に関わり、光学区芦田川右岸地区の中ノ丁町内会では、5月15日に設計協議確認書の締結について、説明会が開かれました。

その時、参加した住民から、異論、反対意見が上がり、その場では、設計協議確認書は「町内でまとめることができない」として、これが出席者の総意として確認されました。

ところが、その後、芦田川右岸地区の4町内会で設計協議確認書締結の話が持ち上がりました。

この動きに対し、中ノ丁町内会の住民たちは、町内会長に対して、確認事項を反故にしないよう申し入れました。

以上、駅家町近田沖町内会、中ノ丁町内会などでの、一連の経過を見たとき、大きな2つの問題が浮かび上がってきます。

一つ目の問題は、行政と町内会との関係です。

本来、大型公共事業のような重大な案件について、町内会で話し合われる際、行政は町内会の自主性にゆだねるべきです。

町内会の議論は、住民が意見を出し合い、少数の意見も尊重されなければなりません。

ところが、当該地域の現状は、道路事業を推進しようとする行政の関与により、町内会の意思決定など、手続きが非民主的なものにゆがめられ、結果として、反対意見を持つ住民が排除されたまま、重大な案件が決定される、または決定されようとしています。市は、道路計画推進の立場を前提にした町内会運営への関与、介入を即刻止めるよう、強く求めます。

お答えください。

二つ目の問題は、町内会長や役員だけで、設計協議書確認書を締結するのは、「住み慣れた土地から離れたくない」という地権者の財産権を侵害するものではありませんか。

町内会長や町内会役員が、他人の財産の処分にかかわる決定できるのでしょうか。ご所見をお示しくください。

反対住民の意見を無視し、事業を次々と強引に進めている「住民不在」の行政姿勢に対し、わが党は厳しく抗議するものであります。

福山市は、これまでのやり方をあらため、住民合意の行政を進めるべく、現行事業を、事業説明会、設計協議の段階に戻すことを強く求めます。

以上、それぞれについて、お答えください。

福山道路の、費用便益分析についてお伺いします。

都市整備特別委員会に、福山道路など、大型道路の建設の是非を問うための指標となる、費用対効果の分析マニュアルが示されました。このマニュアルには、「十分な精度で費用便益分析を可能とするための手法について、逐次更新していく予定である」、と記載されています。

国は、道路事業に関する評価手法の検討委員会を設置し、議論を行ってきていますが、環境負荷に対する便益等が考慮されていないなどの指摘がありました。

また、**11月27日**に開かれた都市整備特別委員会でも、費用便益分析手法について「事業効果の貨幣換算が他に出来るのではないかといった観点で、国が検討を進めている」と、現状が説明されました。

現在のように、環境負荷に対する社会的関心が高まる中、道路事業だけは、建設による環境負荷の影響を考慮せず、費用対効果を算出するのは、きわめて時代錯誤と言えます。

福山道路は、費用便益分析を再評価し、その数値が1.5とされたという理由で、事業を強行に推進しようとしています。そもそも、事業推進の理由となっている費用便益分析が、変更される可能性があります。

現在の算出方法は、事業評価の精度が低く、不十分な手法で、しかも将来変更される可能性があるにもかかわらず、このような手法をもとに、事業を推進することは住民理解が得られません。

ご所見をお示し下さい。

また、福山道路など、町を分断し、環境を悪化させる幹線道路建設計画を凍結・中止することをもとめます。

以上、それぞれについてお答えください。

鞆港埋立て架橋計画についてお伺いします。

湯崎広島県知事は、11月30日の記者会見で、鞆港埋め立て架橋計画について、「対話を重視する」として、「橋を架ける、架けない、の前提をいったん置き、地域のために何がベストかを、早急に議論したい」と発言したことが報道されました。

知事は、「賛成派も、反対派も同時に議論できる場を早急に実現したい」と表明しています。知事のこの表明に対し、地元住民からは「埋め立て架橋計画を前提としない対話であるなら、喜ばしい」と歓迎の声が上がっています。

鞆の浦埋立て架橋計画をめぐる訴訟は、広島県が控訴し、審理が広島高等裁判所に移っています。

広島地裁での判決は、鞆の浦の景観は、「国民共有の財産」だとして、県に対して埋立て免許を差し止めるように命じたものですが、これは、景観保全を理由に公共事業を差し止めた初めての判決で、画期的な内容です。

しかし、鞆町住民が心から受け入れられるまちづくり策を作成し、それを実行して初めて、画期的な判決を受けた鞆町の景観が生きてくると言えます。

福山市は、町並み保存と、埋め立て架橋を一体とした「まちづくり整備方針」を策定しようとしていますが、埋立て架橋が実現すれば、利便性が高まり、住民も観光客も増えて全てが解決するかのように描くのは誤りあります。

これまで市は、**2003**年に埋立て架橋計画を一時凍結した時、古い家屋の修復予算を見送ったり、住環境整備を怠ってきました。

これこそが、住民が不便を強いられる根源であり、市の責任は重大です。

いま行政がやるべきことは、「架橋計画が鞆町の活性化に最善である」との認識を改めることであり、住環境整備や下水道整備、駐車場の整備等を進めることです。

また、県知事が提唱するように、まちづくりについて、架橋計画を前提としない、新たな議論の場を設置することが必要です。

御所見をお示し下さい。

また、控訴を断念した上で、住環境整備を率先して進めることを求めます。お答え下さい。

次に、鞆町の観光行政についてお伺いします。

鞆町への観光客が急増し、地元商店や関係者からは、嬉しい悲鳴が上がっています。

昨年の宮崎駿監督の映画や、今年の鞆の浦裁判の報道など、観光客増加のきっかけは様々ですが、鞆の魅力が全国に発信され、観光客が増えることは喜ばしいことです。来年には **NHK** 大河ドラマの放映が予定されており、鞆の浦が注目を浴びる機会が再来します。

ところが、現在の観光客の受け入れ体制は、駐車場の不足や、他県から来た観光客への案内など、十分とは言えません。

特に駐車場の不足は深刻で、本市も、観光客のピーク時には駐車場を臨時的に設置し、人員も配置して対応した、とのこと。

今後、鞆の景観や町並みの魅力を全国に発信することを計画している本市にとって、観光客の受け入れ態勢を整えるのは、重要な課題です。緊急に駐車場の整備が急がれますが、今後の方針をお示し下さい。

さらに、他県など、地理に詳しくない観光客への駐車場の誘導のための誘導員の配置や、バスなど公共交通機関の更なる増便を行うことが必要です。ご所見をお示し下さい。

鞆町を訪れる観光客は、現在の鞆港が醸し出す静寂な空間と、瀬戸内海の島が織りなす多島美を満喫しています。

道越え地区の、公衆トイレの横に、埋立て架橋計画についての説明看板が設置されています。

観光客が案内ボランティアの説明を受ける場所のど真ん中に、説明看板が設置されているため、これを撤去してほしいとの苦情が寄せられています。

埋立て架橋計画の看板は、撤去することを求めます。

さらに、史跡や景観など、鞆がもつ本来の歴史遺産を十分活用した、まちづくりが必要です。早急に歴史まちづくり法に基づいた町並み再生計画を策定し、町並み保存事業を推進することを求めます。

以上、それぞれについてお答え下さい。

契約問題についてお伺いします。

8月末に実施した一般競争入札で、3共同企業体のうち、地元の企業1社が他の企業と共同企業体の構成を組み重複して応札しました。

この入札では、3JVが応札し、2JVが失格となったことで、事実上無競争で落札をしました。

しかし、9月議会で、この工事の請負契約締結は否決され、再入札となりました。

このような事態が起こらないよう、共同企業体については、事後公表から、事前公表とし、罰則を強化して、指名停止とする規定を設ける入札制度改善を行いました。これまでも、様々な制度改善が行われてきましたが、さらなる改善が求められます。

国土交通省は、3月27日に第3回「低価格受注問題検討委員会」を開き、低価格受注について全国3万社の下請け会社から調査した内容を報告しました。

報告によると、元請け業者が低価格受注を行った場合、下請け業者の意向に関係なく元請け業者が一方的に指値をする場合があることや元請け業者が、下請け業者に本来負担する必要のない費用を、一方的に負担させている例など、低価格受注による下請け業者へのしわ寄せについて6例にわたって紹介しています。

福山市では、元請けと下請け業者などの契約金額についても書類提出を求めています。元請けと下請けの間で交わされた契約すべてが把握されているわけではありません。

元請と下請けとの間で代金の支払いをめぐる、訴訟にまで発展している例もあります。

また、下請け金額が不当に減額され、下請け労働者へもしわ寄せされる事態も生まれています。

下請け・孫請けなどで、契約を交わさず、いわゆる口約束で工事を請け負うことなども行われていると言われていています。

千葉県野田市では、建設労働者の最低賃金を保障する公契約条例が制定されました。

対象は、予定価格が1億円以上の公共工事と1千万円以上の業務委託契約で、適用される労働者の範囲は労基法9条の労働者で、受注者もしくは下請け者に雇用されるものと派遣法適用労働者です。

市は設計労務単価の80%を保障する予定で、最低賃金を下回った場合、受注者は下請け、孫受けなどと連帯して、労働者に支払う義務を負い、市は契約解除や損害賠償請求や、事業社名を公表できるものです。

この公契約条例について、ある社長さんは、「労働者も、下請け業者も生活できる賃金や単価を実現できるチャンス。公契約法へと高めていく運動を通じて、二省協定賃金を引き上げることが緊急に求められる」と述べています。

いま、公共サービスの民営化が進む中、公的機関が受注業者との間で結ぶ契約に、人間らしく働くことのできる労働条件を確保する条項を定めようとするだけにとどまらず、市場経済の民主主義、すなわち公正取引、市場における民主主義の実行を迫るものともなっている公契約条例制定はますます重要となっています。

福山市でも、公契約条例を制定することを求めるものです。ご所見をお示しください。

また、以下のことを求めます。

- 1、公益通報者の解雇等の不利益防止や内部告発者保護制度を確立すること。

- 1、下請け業者などに適正な発注価格となっているか検討すること。

- 1、下請け業者などへの契約金額の支払いが、きちんと行われているか確認すること。

1、地元優先発注、ランク制の厳格な運用、分離発注を積極的に行い、地元中小業者の仕事を確保すること。

1、民・民の契約であっても、建設業法に違反をしていれば、指名除外とすること。

1、透明性、公平性を確保する上でも事前審査をやめること。

以上について御所見をお示しく下さい。

神辺町のまちづくり計画についてお伺いします

「神辺地区まち作り事業計画」はこれまで40年近くとん挫し、**2006**年、神辺町が市と合併後、規模を縮小して、進めようとしています。

しかしこの計画は、地権者にとっては、土地を無償で提供するために、いまだ合意形成が進んでいません。住民からは、「長年同意が取れない計画だし、これ以上この問題で地域のつながりを分断しないでほしい」

「計画推進をすると、交通量が増え、騒音や大気汚染で環境悪化が心配だ」といった声もよせられています。

土地区画整理事業では、平均減歩率が29・8%といわれていますが、土地の無償提供を求められる地権者は、253人に上ります。

地区計画では、道路沿線の地権者で、土地の無償提供が求められる人数は695人にも達します。

しかも、生活道路の拡幅のために、建物の建築制限がかかり、不便を強いられることとなります。

その一方、都市計画道路の建設費用は買収方式のために、同じ計画区域内で不公平な状況が生じます。住民合意が得られないのは当然です。

都市整備特別委員会では、今後、担当者が現地へ出向き、具体的説明を行うとの方針が示されました。

しかし、これまで、長い年月をかけて幾度となく説明会を開き、住民団体が個別に説明したにも関わらず、同意取得の展望が見えないということは、事業計画そのものが住民から支持されないのは明らかです。

今後の事業見通しは、極めて難しい状況ですが、御所見をお示し下さい。

2009年度中の都市計画決定は不可能の状況ですが、その後の方向性をお示し下さい。

また、区画整理方式や、地区計画は、中止撤回し、住環境整備に必要な道路、公園などは、市費による買収方式で建設することを求めます。

以上それぞれについて、お答えください。

最後に人権・同和行政について、伺います。

民主社会をいっそう前進させるためにも、同和施策の完全終結が強く求められます。

1965年、国の「同和対策審議会答申」が出され、1969年、「同和対策特別措置法」が施行され、2002年3月、「地対財特法」の失効により、国の同和特別対策が終結しました。

33年間、同和問題の解決に向けた取り組みが進められ、国と地方あわせて約16兆円の同和対策予算が注ぎこまれました。

国、地方自治体、企業および国民の努力のもと、部落問題に起因する格差は基本的に解消し、なお残る問題は、特別施策ではなく、一般施策の中で解消することとされました。

しかし、福山市は、「差別がある限り」と、同和行政の完全終結を遅らせています。

この根拠に、同和対策審議会答申に「部落問題が存在する限り、同和行政は推進されなければならない」との文言をあげられますが、「答申」に基づいて法律が作られ、同和行政が進められ、2002年の到達に至ったわけですから、過去の時点の文言であり、今日、尚、同和行政を行うことは、むしろ、問題解決を遅らせるものであります。

福山市の施策では、「同和」を冠した事業施策などは表面上、見受けられませんが、人権推進の名のもとに、旧「同和」地域や、運動団体を対象とした施策が行われています。

人権推進事業補助金として、「解同」補助金280万円が支出していることを始め、人権交流センター内に部落解放同盟福山市協議会と同広島県連合会東部地区協議会の事務所を無償貸与しております。

2006年3月に作成された福山市人権施策基本方針は、これまでの同和问题解決に向けた取り組みやその普遍化を目指して取り組んできた基本方針をもとに「人間環境都市福山」の実現を進めるとされております。

福山市における人権推進の基本に「同和问题」を据え、さまざまな人権問題に優先して「同和问题」に取り組むという、法失効以前の立場が貫かれています。

人権交流センターやコミュニティ館の事業展開も同様であります。この特別扱いが、福山市の同和问题の終結を阻んでいるのであります。

この際、部落解放同盟への補助金や事務所の無償貸与を速やかに取りやめること、人権交流センターやコミュニティ館は、誰もが自由に活用できるよう、その設置目的を改め、福祉施設や社会教育施設などの複合施設として、広く市民全体に開かれた施設として、活用することを求めるものがあります。

ご所見をお示し下さい。